

**瑞穂町立瑞穂第五小学校 いじめ防止等のための対策に関する基本方針****1 定義**

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

**2 組織**

いじめ問題対策について協議する際には、次の組織を活用する。

- (1) いじめ防止委員会（生活指導部会）
- (2) 学校サポートチーム
- (3) 町教育委員会（健全育成推進会議、いじめ問題対策委員会、いじめ問題調査委員会）

**3 基本施策及びいじめ防止等に関する措置**

瑞穂第五小学校はいじめ防止対策を推進するため、計画的に次の項目に取り組むものとする。

**(1) 道徳教育の充実**

- ア 道徳教育の全体計画及び各学年の年間指導計画を作成するとともに、各教科等での指導との関連を図り指導の効果が高められるようにする。
- イ 道徳授業地区公開講座を年間1回開催し、家庭・地域に道徳授業を公開するとともに、互いの意見を交換し合い、連携して道徳教育を推進する。

**(2) 未然防止に関する取組**

- ア 管理職は校務分掌を適正化し、教職員が児童と多く関わる機会を設け、いじめの未然防止を行う。
- イ 学校評価等を活用し、いじめの防止に対する取組を確認する。

**(3) 早期発見のための措置**

- ア アンケート調査を6月、11月、2月の年間3回以上実施するとともに、必要に応じて面談を実施する。
- イ チェックリストの活用など教職員全体によるいじめに関する情報の共有化を図る。
- ウ ふれあい月間「学校評価シート」を活用し、いじめ防止対策の評価・改善にいかしていく。

**(4) 相談体制の整備**

- ア 学校内に教育相談室を設置し、相談しやすい環境づくりに努める。
- イ 町教育相談室等の各種相談機関、スクールカウンセラー及び町専任教育相談員との相談方法について、児童及び保護者に定期的に周知する。スクールカウンセラー及び町専任教育相談員については、年度当初に紹介するとともに、出勤日を学校だより等で周知し、効果的に活用できるようにする。

**(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進**

- ア インターネットや携帯電話を使用する際のマナーについて、年度始めや長期休業日前等に定期的に指導する。また、保護者会等の機会を通して保護者に対しても啓発を図る。
- イ 児童がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかを6月、11月、2月の年間3回以上確認する。
- ウ ストップ瑞穂22、SNS東京ルールを家庭と連携を図り推進していく。

**(6) 校内研修の実施**

年間3回以上の校内研修等の充実を通して、教職員の資質の向上を図る。（そのうち、スクールカウンセラーを講師とした校内研修を年間1回以上実施することとする。）

**(7) 啓発活動**

ふれあい（いじめ防止強化）月間等、いじめ防止対策に関する学校の取組について、学校だよりや

#### 4 いじめに対して講ずべき措置

瑞穂第五小学校は、いじめが発生した際、早期解決に向け次の項目に取り組むものとする。

##### (1) 個別のいじめへの対処

- ア 複数の教員による事実確認を行い、速やかに町教育委員会に報告し、必要に応じて協議する。
- イ いじめを受けた児童に対して、心の安定を図れるよう教員又はスクールカウンセラー等による面談を行う等、必要な支援を行う。
- ウ いじめを行った児童に対して、「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめることをやめさせるとともに、いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図れるようにする。
- エ いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の保護者に対して、事実を正確に伝えるとともに、保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め、解決に向けて連携して取り組む。
- オ いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童の安全確保を図る。発見から、3か月いじめに係る行為が止んでいる状態をもって解消とする。解消には該当児童及び保護者への面談等での確認を行う。

##### (2) 重大事態への対処

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める重大事態の際は、警察と連携し学校サポートチームで対処する。また、速やかに町教育委員会に報告する。

次のような場合は、それに該当する。

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等の重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間（年間30日を目安とする）欠席した場合